備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百十　海上自衛隊横須賀地方総監部補給倉庫

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
神奈川県横須賀市	神奈川県横須賀市	神奈川県横須賀市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
田浦港町無番地	田浦港町（次の図面に示す部分に限る。）	安針台（次の図面に示す部分に限る。）、浦郷町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、田浦泉町（次の図面に示す部分に限る。）、田浦大作町（次の図面に示す部分に限る。）、田浦町一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、田浦港町、長浦町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、田浦港町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び箱崎町（次の図面に示す部分に限る。）、船越町一丁目及び七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、港が丘一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに吉倉町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯三十五度十八分十二秒、東経百三十九度三十八分三十一秒の点 二　北緯三十五度十八分八秒、東経百三十九度三十八分四十六秒の点 三　北緯三十五度十七分四十七秒、東経百三十九度三十八分五秒の点 四　北緯三十五度十七分三十七秒、東経百三十九度三十九分七秒の点 五　北緯三十五度十七分十八秒、東経百三十九度三十八分五十八秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百十一　海上自衛隊父島基地分遣隊

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
東京都小笠原村父島字大根山	東京都小笠原村父島大根山（次の図面に示す部分に限る。）	東京都小笠原村	一に掲げる点と二に掲げる点とを結ぶ線、二に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線、次に掲げる三から九までの点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
		父島大根山、父島奥村（次の図面に示す部分に限る。）、父島清瀬（次の図面に示す部分に限る。）、父島西町、父島東町、父島船見山、父島三日月山（次の図面に示す部分に限る。）、父島宮之浜（次の図面に示す部分に限る。）及び父島宮之浜道（次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯二十七度五分五十四秒、東経百四十二度十一分五十四秒の点 二　北緯二十七度五分四十五秒、東経百四十二度十二分五秒の点 三　北緯二十七度五分十二秒、東経百四十二度十二分十秒の点 四　北緯二十七度五分二秒、東経百四十二度十二分十秒の点 五　北緯二十七度四分四十七秒、東経百四十二度十一分四十四秒の点 六　北緯二十七度四分四十八秒、東経百四十二度十一分四秒の点 七　北緯二十七度五分九秒、東経百四十二度十分五十一秒の点 八　北緯二十七度五分三十秒、東経百四十二度十分四十四秒の点 九　北緯二十七度五分五十六秒、東経百四十二度十分五十六秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。